

池田市こども食堂開設支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、池田市子ども条例（平成17年池田市条例第6号）第10条第5号に規定する施策として、市内にこども食堂を開設する団体に対し、こども食堂の開設及び運営に要する費用の一部を補助することにより、子どもの居場所づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「こども食堂」とは、子どもの居場所づくりを目的に、低料金による食事の提供を通して、子どもの健やかな成長を支えるとともに、地域の人とふれあい、豊かな人間性及び社会性を身につけることができる施設として開設されるものをいう。

2 この要綱において、「子ども」とは、池田市子ども条例第2条第1項に規定するおおむね18歳未満の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となるものは、市内でこども食堂を開設する団体であり、かつ、次に掲げる要件を全て満たすもの（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 3人以上の個人で構成されていること。
- (2) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (3) 営利を目的とする団体でないこと。
- (4) 特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動をする団体でないこと。
- (5) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、こども食堂を開設し、その運営を行う事業のうち、次の各号のいずれ

れにも該当するものとする。

- (1) 市内でこども食堂を開設するものであること。
- (2) こども食堂を開設していること又は当該申請をする年度中にこども食堂を開設し、食事を提供する予定であること。
- (3) こども食堂を継続的に月2回（市長がこども食堂の開催内容等を考慮して特に必要と認めるときは、年24回（年度途中にこども食堂を開設する場合にあっては、開設の日の属する月から当該月の属する年度の年度末までの月数に2を乗じて得た数））以上開催するものであること。ただし、荒天、感染症拡大防止その他の子どもの安全を確保するためやむを得ない事情によりこども食堂の開催ができなかった場合は、この限りでない。
- (4) こども食堂の開設及び運営に関し、本市から負担金、この要綱に基づく補助金以外の補助金又は交付金を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるこども食堂の開設及び運営に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助対象者の運営に関する経費
- (2) 補助対象者の構成員に対する人件費及び謝礼（こども食堂の運営を行うボランティアスタッフ等への謝礼を除く。）並びに交通費及び宿泊費
- (3) 補助対象者の構成員による会合の飲食費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助することが適当でないとして市長が認める経費

（補助金の額）

第6条 こども食堂開設支援補助金（以下「補助金」という。）の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、この要綱に基づく補助金の交付の決定金額が予算の範囲を超えるときは、この限りでない。

- (1) こども食堂の開設に対する補助額 別表の開設に要する補助対象経費の2分の1以内の額とし、1年度につき15万円を限度とし、当該申請をする年度中にこども食堂を開設し、食事を提供する予

定である団体に限るものとする。

(2) こども食堂の運営に対する補助額 別表の運営に要する補助対象経費の額から利用者からの料金収入額、寄附金、協賛金その他の収入額を控除した額とし、1年度につきこども食堂において実施する学習支援、地域との交流、心身の成長と社会性を育む体験その他の子どもの居場所づくり（食事の提供を除く。）に要する経費は5万円を限度とし、その他の運営経費は15万円を限度とする。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費に対する補助額 別表の新型コロナウイルス感染拡大防止に要する補助対象経費の額とし、1年度につきこども食堂における新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、衛生用品や備品等の購入及びこども食堂を継続的に実施していくための環境整備に要する経費は5万円を限度とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、市長が別に指定する期日までに、池田市こども食堂開設支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 団体等概要書（様式第4号）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは池田市こども食堂開設支援補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金の不交付を決定したときは池田市こども食堂開設支援補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

2 市長は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（補助事業者の責務）

第 9 条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、この要綱による補助金の交付目的に鑑み、こども食堂の開催回数の増加に努めなければならない。

2 補助事業者は、こども食堂の開設及び運営に際し、関係法令の規定を遵守しなければならない。

（補助金の概算払）

第 10 条 市長は、交付申請書及び第 7 条各号に規定する書類の内容に鑑み、補助金を概算払で交付することが補助金の交付の目的を達成するために、特に必要であると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、池田市こども食堂開設支援補助金概算払請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更）

第 11 条 補助事業者は、第 8 条の規定により補助の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更をしようとするときは池田市こども食堂開設支援補助金交付変更承認申請書（様式第 8 号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は池田市こども食堂開設支援補助金中止・廃止承認申請書（様式第 9 号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の内容の変更を承認したときは池田市こども食堂開設支援補助金交付変更承認通知書（様式第 10 号）により、補助事業の中止、廃止を承認したときは池田市こども食堂開設支援補助金中止・廃止承認通知書（様式第 11 号）により、補助事業の内容の変更、中止及び廃止を承認しないときは池田市こども食堂開設支援補助金変更・中止・廃止不承認通知書（様式第 12 号）により、当該補助事業者に対して通知するものとする。

（実績報告書）

第 12 条 補助事業者は、補助事業の終了後又は補助金の交付の決定を受けた年度の終了後、速やかに池田市こども食堂開設支援補助金

実績報告書（様式第13号）に事業報告書（様式第14号）、収支決算書（様式第15号）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、池田市こども食堂開設支援補助金確定通知書（様式第16号）により補助事業者に通知する。

（補助金の請求等）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、池田市こども食堂開設支援補助金請求書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

2 第10条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに補助金の精算をしなければならない。

3 前項の規定による補助金の精算の結果、補助金の交付について追加して請求する必要があると認めるときは、池田市こども食堂開設支援補助金追加請求書（様式第18号）により市長に請求しなければならない。

4 第2項の規定による補助金の精算の結果、金額に剰余が生じたときは、これを戻入れしなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は交付を受けようとしたとき。

(2) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消

した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(帳簿の整備等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出については証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿を補助事業完了後5年間保管しなければならない。

(報告及び調査等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の実施状況について報告を求め、又は当該職員に補助事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表（第5条、第6条関係）

<p>開設に係る補助対象経費</p>	<p>修繕費及び工事請負費、備品購入費、備品リース料 その他市長が必要と認める経費</p>	
<p>運営に係る補助対象経費</p>	<p>こども食堂において実施する学習支援、地域との交流、心身の成長と社会性を育む体験、孤立を防ぐ取組その他の子どもの居場所づくり（食事の提供を除く。）に要する経費</p>	<p>消耗品費、備品購入費、備品リース料、通信運搬費、保険料、報償費（ボランティアスタッフ等への謝礼を含む。）その他市長が必要と認める経費</p>
	<p>その他の運営経費</p>	<p>食材費、光熱水費、消耗品費、会場使用料、広告料、印刷製本費、保険料、報償費（ボランティアスタッフ等への謝礼を含む。）、食品衛生責任者講習受講料その他市長が必要と認める経費</p>
<p>こども食堂において実施する新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費</p>		<p>消耗品費、備品購入費、備品リース料、印刷製本費その他市長が必要と認める経費</p>